通所報酬告示について

参考資料１

「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」（H24.3.14厚労省告示第122号：H30.3.22厚労省告示第99号改正現在）（通所報酬告示）

別表第3の1の注1及び注2の規定により、同別表第3の1イ（１）、ロ（１）（放課後等デイサービスのいわゆる**区分１の報酬**）を算定する場合は、以下の「別に厚生労働大臣が定める施設基準」※を満たす必要があります。

※「別に厚生労働大臣が定める施設基準」（詳細は別添H30.3.22厚労省告示第108号参照）

「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準及び児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設基準」

（H24厚労省告示第269号：H30.3.22厚労省告示第108号改正現在）

八　通所給付費等単位数表第３の１の放課後等デイサービス給付費の注1及び注2の厚生労働大臣が定める施設基準

イ　通所給付費等単位数表第３の１の放課後等デイサービス給付費イ（１）及びロ（１）を算定すべき指定放課後等デイサービスの単位の施設基準

次の（1）及び（2）又は（3）に該当すること。

（１）指定通所基準第第66条第1項第1号の基準を満たしていること。

（２）障害児のうち食事、排泄、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とするもの及び別表第2に掲げる項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点までの欄にあてはめて算出した点数の合計が13点以上であると市町村が認めたものの占める割合が100分の50以上であること。

（以下略）

別表2　【別紙のとおり】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 0点 | 1点 | 2点 |
| コミュニケーション | ○日常生活に支障がない | ○特定の者であればコミュニケーションできる  ○会話以外の方法でコミュニケーションできる | ○独自の方法でコミュニケーションできる  ○コミュニケーションできない |
| 説明の理解 | ○理解できる | ○理解できない | ○理解できているか判断できない |
| 大声・奇声を出す | ○支援が不要  ○希に支援が必要  ○月に１回以上の支援が必要 | ○週に１回以上の支援が必要 | ○ほぼ毎日（週５日以上の）支援が必要 |
| 異食行動 | ○支援が不要  ○希に支援が必要  ○月に１回以上の支援が必要 | ○週に１回以上の支援が必要 | ○ほぼ毎日（週５日以上の）支援が必要 |
| 多動・行動停止 | ○支援が不要  ○希に支援が必要  ○月に１回以上の支援が必要 | ○週に１回以上の支援が必要 | ○ほぼ毎日（週５日以上の）支援が必要 |
| 不安定な行動 | ○支援が不要  ○希に支援が必要  ○月に１回以上の支援が必要 | ○週に１回以上の支援が必要 | ○ほぼ毎日（週５日以上の）支援が必要 |
| 自らを傷つける行為 | ○支援が不要  ○希に支援が必要  ○月に１回以上の支援が必要 | ○週に１回以上の支援が必要 | ○ほぼ毎日（週５日以上の）支援が必要 |
| 他人を傷つける行為 | ○支援が不要  ○希に支援が必要  ○月に１回以上の支援が必要 | ○週に１回以上の支援が必要 | ○ほぼ毎日（週５日以上の）支援が必要 |
| 不適切な行為 | ○支援が不要  ○希に支援が必要  ○月に１回以上の支援が必要 | ○週に１回以上の支援が必要 | ○ほぼ毎日（週５日以上の）支援が必要 |
| 突発的な行動 | ○支援が不要  ○希に支援が必要  ○月に１回以上の支援が必要 | ○週に１回以上の支援が必要 | ○ほぼ毎日（週５日以上の）支援が必要 |
| 過食・反すう等 | ○支援が不要  ○希に支援が必要  ○月に１回以上の支援が必要 | ○週に１回以上の支援が必要 | ○ほぼ毎日（週５日以上の）支援が必要 |
| てんかん | ○年１回以上 | ○月に１回以上 | ○週１回以上 |
| そううつ状態 | ○支援が不要  ○希に支援が必要  ○月に１回以上の支援が必要 | ○週に１回以上の支援が必要 | ○ほぼ毎日（週５日以上の）支援が必要 |
| 反復的行動 | ○支援が不要  ○希に支援が必要  ○月に１回以上の支援が必要 | ○週に１回以上の支援が必要 | ○ほぼ毎日（週５日以上の）支援が必要 |
| 対人面の不安緊張、集団生活への不適応 | ○支援が不要  ○希に支援が必要  ○月に１回以上の支援が必要 | ○週に１回以上の支援が必要 | ○ほぼ毎日（週５日以上の）支援が必要 |
| 読み書き | ○支援が不要 | ○部分的な支援が必要 | ○全面的な支援が必要 |

別紙